

研究費の不正使用防止について

公的研究費は国民の税金を原資として成り立つものであり、教育研究費は学生生徒等納付金や私学助成金、共同研究費及び受託研究費は企業や自治体等からの資金が原資となっています。これらを適正に使用することが、研究者としての倫理的責任となります。他機関で以下のような研究費の不正使用の例がありましたので、本学でも同様の不正使用を発生させないよう、ご注意ください。

研究機関における不正使用事案：文部科学省 (mext.go.jp)

◆目的外使用

- ・外部資金の使用ルールを都合良く解釈して経費を執行し、研究と関係のない物品を研究費で購入した。
- ・不正に物品を購入し、それをネットオークションに出品し、研究費の私的流用を行った。

◆カラ出張

- ・キャンセル前に発行していた領収書で虚偽の旅費の請求を行い、実際には行ってない出張旅費を受け取った。
- ・架空の出張を申請し、虚偽の報告書を提出することにより大学から旅費を得た。
- ・自己都合により出張期間を短縮したにも関わらず、大学に出張変更の申請を行わず虚偽の報告書を提出することにより大学から過大に旅費を得た。

◆カラ雇用

- ・実際の労働時間以上の時間を申請し、勤務実態がないにもかかわらず、人件費を支払った。
- ・全く従事実態のない業務について、業務を行ったことにする書類を学生に作成させた。

本学における不正使用防止の取り組み

◆本学におけるリスク

- ・コロナ禍を経て海外渡航が緩和されたことで、旅費精算時のカラ出張や水増し請求のリスクがある。また、研究費雇用パートタイマーの勤怠管理が紙ベースであるため、勤務実態の照合が難しい。

◆本学における不正防止対策

- ・事務局にて対象者の勤務実態を把握する。
- ・被雇用者に対しては、別紙「[研究費から旅費・人件費・謝金の支給を受ける方へ](#)」を周知し、雇用者・被雇用者双方で研究費の不正使用を行わない意識を醸成する。

不正使用に対する措置

◆不正使用に関与した研究者

- ・大学内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟
- ・個人名を含んだ調査結果の公表
- ・研究費の返還、申請・参加資格の制限 など

◆大学

- ・管理条件の付与
- ・間接経費の削減
- ・競争的資金の配分の停止 など

窓口

- ・研究に係る不正行為に関する告発等や、不当・不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談の通報窓口
内部監査室 (TEL：042-742-2546、FAX：042-742-7322、MAIL：koueki@mail2.sagami-wu.ac.jp)
※告発等の内容については守秘義務を守り、告発者の保護を徹底します。匿名でも通報できます。